

農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱

制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2398 号

農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業（以下「交付対象事業」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金（以下「交付金」という。）は、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援することで、もって農業の持続的な発展を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 交付対象事業の区分及び交付対象経費に対する国費率は、別表に定めるところによるものとする。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）

に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（交付申請の取下げ）

- 第 7 都道府県知事は、第 4 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 6 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 8 都道府県知事は、交付対象事業（公共工事に限る。）の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、都道府県ごとの交付金の額の変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第11 都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第12 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第13 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が交付対象事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

- 3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第9第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第15第1項の規定による額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第17 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 都道府県知事は、交付対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、

その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定による承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 20 都道府県知事は、交付対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第 21 都道府県知事は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 22 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第 22 都道府県知事は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 23 都道府県知事は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請

の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項の規定による実績報告、第14第2項の規定による年度終了実績報告及び第14第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件等）

第24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8（市町村に限る。）から第11まで、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22まで（第22については市町村に限る。）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることが出来る。

- (2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業より取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱の一部改正について(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3278 号農林水産事務次官依命通知)による改正後の第 3 の規定については、平成 31 年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成 30 年度の歳出予算に係る国の交付で平成 30 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2917 号)

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。)附則第 5 条に規定する特定市町村の区域(同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)内においてこの通知の施行の際、現に施行されている本事業であって、当該事業に要する費用につき令和 2 年度以前の予算に係る国の交付金が交付されたものについての令和 3 年度から令和 8 年度までの各年度(同法附則第 5 条に規定する

特別特定市町村の区域（同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）内にあっては、令和3年度から令和9年度までの各年度）の予算に係る国の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日付け3農振第2969号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日付け4農振第2628号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月26日付け5農振第2464号）

この通知は、令和6年1月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日付け5農振第2635号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付け6農振第2398号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

交付対象事業		国費率
区分	事業種類	
実施要綱第2の1の 長寿命化対策に該当 するもの	ア 水利施設整備	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65% 4 次のいずれかに該当する地域（以下「中山間地域等」という。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。） (2) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。） (3) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (4) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） (5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に

規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）以下同じ。）

(6) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

(7) 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）

(8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）

5 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更と一体的に行う、国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去を実施する場合にあっては、工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業（以下「従前の事業」という。）の農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60 年政令第 128 号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律 112 号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は以下に定めるものとする。

(1) 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率

(2) 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする。

(3) 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和 38 年 10 月 23 日付け農地 B 第 3742 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、従

	イ 農道施設整備 ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 水利用調査・調整 カ 土地利用調整 キ 耐震性点検・調査	前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。 1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、85% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 5 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 6 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55% 7 本土と離島を連絡する橋又は離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 ウからキまでの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。
実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの （1）自然災害等対策	ア ため池整備 （ア）豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 （イ）耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80%

	保するために必要な 管理施設の新設若し くは改修	3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2／3 4 離島において行うものにあつては、1の規定に かかわらず、60％ 5 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％
	(ウ)築造後における自然 的・社会的状況の変化 等に対応する場合又は 人命、人家若しくは 公共施設等に被害を 及ぼす災害の発生す るおそれがある場合 に早急に整備を要す るため池の新設、変 更、新設と併せ行う廃 止、旧農業用ため池の 廃止、しゅんせつ、附 帯施設の整備、下流水 路の整備又は管理施 設の整備	1 50％ 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、80％ 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2／3 4 離島において行うものにあつては、1の規定に かかわらず、60％ 5 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％
	イ 湛水防除	1 50％ 2 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％
	ウ 地盤沈下対策	1 50％ 2 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％
	エ 農業用排水施設整備 (ア)築造後における自然 的・社会的状況の変化 等により早急に整備 を要する農業用排水 施設の新設、変更若 しくは附帯施設の整 備 (イ)他動的要因に起因す る洪水被害等の発生 を防止するために緊 急に行う農業用排水 施設の新設又は変 更	1 50％ 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、80％ 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2／3 4 離島において行うものにあつては、1の規定に かかわらず、60％ 5 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％ 1 50％ 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、80％ 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2／3 4 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55％

	(ウ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用排水施設の耐震改修	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	オ 土砂崩壊防止	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	カ 特定農業用管水路等特別対策	1 50% 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	キ 農業用河川工作物応急対策	都道府県及び市町村が行うもの 1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 3 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 団体が行うもの 1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 離島を除く中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	ク 施設撤去・廃止	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 5 従前の事業が国営土地改良事業であった場合にあつては、1から4までの規定にかかわらず、従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率と

ケ 水質保全対策

する。

実施要領別表 2－1 の区分 1 から区分 3 までの事業にあっては、

- 1 50%
- 2 沖縄県において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、75%
- 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3
- 4 中山間地域等において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55%

実施要領別表 2－1 の区分 4 の事業にあっては、

- 1 50%
- 2 沖縄県において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、75%
- 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、60%

ただし、特定既存単独処理浄化槽からの転換に伴う当該浄化槽の撤去とこれに伴い必要となる接続管路の整備に要する費用の交付額は、特定既存単独処理浄化槽 1 基当たり次の式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = 30 \text{ 万円} \times 50\%$$

なお、沖縄県及び奄美群島については、以下の式により算出した額を超えないものとする。

地域	算出方法
沖縄県	交付限度額＝30 万円×75%
奄美群島	交付限度額＝30 万円×60%

コ 利活用保全

- 1 50%
- 2 中山間地域等において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55%

サ 農道施設整備

- 1 50%
- 2 北海道において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55%
- 3 沖縄県において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、85%
- 4 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、75%
- 5 離島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55%
- 6 水源地域対策関連事業にあつては、1 の規定にかかわらず、55%
- 7 本土と離島を連絡する橋又は離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、1 の規定にかかわらず、2/3

(2) 危機管理対策	シ 機能保全計画策定等	シからソまでの事業にあつては、 1 定額 2 1 地区当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。ただし、セの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は 3,000 万円。																										
	ス 実施計画策定																											
	セ 耐震性点検・調査																											
(3) ため池防災環境整備	ソ 安全度評価	1 50% (ただし、ため池において行うものにあつては、令和 12 年度までは定額) 2 中山間地域等において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55% (ただし、ため池において行うものにあつては、令和 12 年度までは定額)																										
	危機管理システム等整備																											
	ア 緊急的な防災対策																											
(4) 流域治水対策	イ 地域防災上のリスク除去	1 定額 2 1 箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。 <table><tr><th rowspan="3">堤高</th><th rowspan="3">①基本</th><th colspan="3">②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合</th></tr><tr><th colspan="3">下流水路の整備延長</th></tr><tr><th>20m 以上 500m 未満</th><th colspan="2">500m 以上</th></tr><tr><td>5m 未満</td><td>1,000 万円</td><td>3,000 万円</td><td>6,000 万円</td><td>8,000 万円</td></tr><tr><td>5m 以上 10m 未満</td><td>2,000 万円</td><td>4,000 万円</td><td>7,000 万円</td><td>9,000 万円</td></tr><tr><td>10m 以上</td><td>3,000 万円</td><td>6,000 万円</td><td>9,000 万円</td><td>11,000 万円</td></tr></table>	堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合			下流水路の整備延長			20m 以上 500m 未満	500m 以上		5m 未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円	5m 以上 10m 未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円	10m 以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円
	堤高				①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合																						
						下流水路の整備延長																						
20m 以上 500m 未満		500m 以上																										
5m 未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円																								
5m 以上 10m 未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円																								
10m 以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円																								
ウ ハード整備の着手促進	ウ	1 定額 2 1 地区当たりの助成額の上限は 500 万円とする。																										
(4) 流域治水対策	ア 農業用排水施設整備		アからウまでの事業にあつては、 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、2／3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1 の規定にかかわらず、55%																									
	イ 危機管理システム等整備																											
	ウ 附帯安全施設整備																											

	エ 管理体制強化対策	1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。
実施要綱第 2 の 3 の ため池の保全・避難対策に該当するもの （１）ため池の保全・避難対策	ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 （ア）地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等 （イ）地域（市町村単位）又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。 ウ 減災対策の実施	1 50%（ただし、令和 12 年度までは定額） 1 50%（ただし、令和 12 年度までは定額） 2 1地区当たりの助成額の上限は 500 万円とする。 1 50%又は定額（ただし、定額は令和 12 年度まで） 2 定額の場合の 1 都道府県当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。 3 50%の場合の 1 都道府県当たりの助成額の上限は 4,000 万円とする。 1 50%（ただし、令和 12 年度までは定額） 2 1地区当たりの助成額の上限は 500 万円とする。
実施要綱第 2 の 4 の 施設情報整備・共有化対策に該当するもの	ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化	1 50%

（備考 1）上記の国費率欄中、中山間地域等について、特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行うものにあつては、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の国費率を、その実施要綱第 7 の 2 による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 54%、令和 6 年度にあつては 53%、令和 7 年度にあつては 52%、令和 8 年度にあつては 51%とする。

（備考 2）上記の国費率欄中、中山間地域等について、特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行うものにあつては、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の国費率を、その実施要綱第 7 の 2 による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 55%、令和 6 年度にあつては 54%、令和 7 年度にあつては 53%、令和 8 年度にあつては 52%、令和 9 年度にあつては 51%とする。

(備考3) 上記の流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。

(1) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

(2) 治水協定(既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事 業 内 容	備 考
〇〇地区	〇〇 ～ 〇〇		事業実施主体：
△△地区	〇〇 ～ 〇〇		事業実施主体：

3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）

4 事業完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付資料

都道府県の交付金交付規定又は要綱（間接交付を行う場合に限る。）

（注）変更承認申請又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。
ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。
また、都道府県の交付金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別記様式第2号（第9関係）

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し【交付金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- （注） 金額に変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。
- （注） 記の記載の要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式の「1 事業の目的」を「1 変更の理由（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」）」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（交付申請時以降変更のない場合は、省略できる。）

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付対象事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付対象事業の遂行状況

区 分	本年度 事業費	国 庫 交付金	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完 了 し た も の		〇年〇月〇日以降に 実 施 す る も の		
			事 業 費	出来高 比 率	事 業 費	事 業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付対象事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿 [※]
官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿
北海道にあつては、農林水産大臣 [※]
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県にあつては、
〇〇農政局長 [※]
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 [※]
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、【農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第13の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】
【また、併せて】同要綱第12の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	本年度 事業費	国 庫 交付金 (A)	既受領額 (B)	事業の遂行状況		今回請求額 (C)		残 額 (A-B-C)
				〇年〇月〇日までに 完 了 し た も の				
				事 業 費	出来高 比 率	金 額	〇月〇日 迄予定 出来高	
	円	円	円	円	%	円	%	円
合 計								

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねていない場合は、宛先の [※] 及び本文の【 】の部分を除くこと。
2 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄を記載すること。
3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第 13 の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	本年度 事業費	国 庫 交付金	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完 了 し た も の		〇年〇月〇日以降に 実 施 す る も の		
			事 業 費	出来高 比 率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円	〇月〇日	
合 計							

- (注) 1 記の「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄を記載すること。
- 2 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第 14 第 1 項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

（注） 1 精算額がない場合は、【 】の部分を除くこと。

2 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。この場合において、同様式の記の「2 事業の内容及び計画」を「2 事業の内容及び実績」と、「4 事業完了予定年月日」を「4 事業完了年月日」と置き換えるものとする。

また、間接交付金の交付をしている場合にあつては、同様式の記の「3 経費の配分及び負担区分」の別紙 1 の備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載（複数の間接交付先がある場合は、交付先別に記載）するものとする。

3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第 10 号の交付金調書の写し等を添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第 14 第 2 項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

交付対象事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	交付対象 事業に要 する経費 (A)	国 庫 交付金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内 完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本様式は、年度内に交付対象事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産大臣、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があつた事業について、農業水路等長寿命化・防災減災対策事業交付金交付要綱第 14 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金等の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金等の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。（交付対象事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済）
- （2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済）
- ・交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第21関係）

財産管理台帳

事業主体名

事業区分	地区名		事業の地区		事業実施年度		年度		農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金							処分制限期間			処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工事構造	内容	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	経費の配分				耐用 年数	処分制限 年 月	承認 年月日	処分の 内 容				
										国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他								
										円	円	円	円	円							
	計																				
	計																				
	合計																				

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難以難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

記載要領

- 1 「交付対象事業名」欄には、交付対象事業の名称のほか、当該交付対象事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。